

「著作権等管理事業法施行規則の一部を改正する省令案への意見」（7月26日提出）

一般社団法人日本映像ソフト協会

第19条関係について、以下のとおり意見を申し述べます。

本条の改正案では、法18条によって著作権等管理事業者が備え置き、委託者が閲覧又は謄写請求できる財務諸表等の書類に、「使用料規程における利用区分ごとの収受した使用料の総額及び分配した使用料の総額を記載した書類」を追加することとしています。

著作権等管理事業者が収受した使用料の総額及び分配した使用料の総額は委託者にとって重要な情報ですから、それを閲覧又は謄写請求権の対象に加えることは、委託者の保護の見地から首肯できる改正だと考えます。

しかしながら、著作権等管理事業者が収受した使用料の総額は、委託者のみならず利用者にとっても重要な情報ですので、利用者又は利用者団体にも著作権等管理事業者から提供されるべきものだと考えます。

以下、理由を申し述べます。

著作権等管理事業法は、委託者の保護と著作物等の利用を円滑にすることにより、文化の発展に寄与することを目的としております（1条）ので、著作物等の利用の円滑化による利用者の保護も同法の目的だと考えられます。この目的を達成するため、指定著作権等管理事業者には、利用者代表からの使用料規程に関する協議請求に対し応諾義務を課しています（法23条2項）。そして、指定著作権等管理事業者の応諾義務違反又は協議不成立の場合には、利用者代表は文化庁長官に協議開始命令又は協議再開命令を申し立てることができ（法23条4項）、それでも協議不成立の場合には協議の当事者は文化庁長官に裁定を申請することができます（法24条1項）。

この一連の手続の利用者側当事者である利用者代表は、当該利用区分における構成員比率、使用料比率及びその他の事情により認定されることになっており（法23条2項かつこ書き、規則21条）、その他の事情には過去の使用料比率等も含まれうると思われます。

そして、上記手続においては、使用料規程に関する協議請求の通知の場合にも、協議開始命令申立又は協議再開申立の場合にも、利用者代表であることを疎明する必要があります（規則16条2項、規則22条2項）。そうであるならば、利用者又は利用者団体としても、自己の使用料比率を継続的に把握しておくことは上記手続のために必要であり、使用料比率算出のための母数である全著作権等管理事業者の利用区分ごとの収受した使用料額の把握が必要です。また、指定著作権等管理事業者は文化庁長官が利用区分ごとに指定する著作権等管理事業者ですが、その指定にあたっては「収受した使用料の額の割合」が問題となります（法23条1項）。それゆえ、一般著作権等管理事業者も、将来指定著作権等管理事業者になる可能性があります。

したがって、著作権等管理事業者に対し、利用区分ごとの収受した使用料の額の利用者及び利用者団体への開示又は公表を義務付ける等の措置を設けることを要望いたします。

以上